

平成22年4月1日から、電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証並びに交付申請手続が変更になります！

資格者証が変わります

- 電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証がプラスチックカードに変更になります。
 - 平成22年4月1日以降に発給する電気通信主任技術者資格者証及び工事担任者資格者証は、原則、運転免許証やクレジットカードと同じ大きさの**プラスチックカードに変更されます。**
- 電気通信主任技術者資格者証にも顔写真を表示することになります。

現在お持ちの資格者証は引き続き有効です。

申請手続が変わります

- 氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略できる要件に、他の資格者証等の番号を記載した場合が追加になります。
- 電気通信主任技術者資格者証の交付申請書に顔写真の貼付が必要になります。
 - **4月1日以降、交付申請書の様式が変更になります。**また、電気通信主任技術者資格者証に顔写真を表示することになりますので、**電気通信主任技術者資格者証交付申請書に顔写真の貼付が必要となります。**
 - 氏名及び生年月日を証する書類(例えば住民票の写し、戸籍抄本など)の添付を省略できる要件に、従来の住民票コードのほか、現在お持ちの電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証及び無線従事者免許証の番号を記載した場合も、添付を省略できるようになります。
 - ※ 現在の交付申請書は4月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください。
 - **資格者証の申請を行う方で、プラスチックカードの資格者証を希望される場合は、4月1日以降に新様式の申請書で申請下さい。**
 - ※ 資格者証の申請期限は「試験に合格した日」又は「養成課程の修了の日」から3ヶ月以内となっていますので、くれぐれも申請期限を超過しないようにお気を付け下さい。
- 氏名変更による訂正申請が無くなります。
 - プラスチックカード化に伴い、これまで行ってきた氏名変更による訂正申請の手続が無くなり、氏名が変更になった場合でも再交付の申請を行っていただくことになります。ただし、本改正前に交付された資格者証をお持ちの場合には、改正前の規定により、原則1回に限り資格者証の訂正申請を行うことができます。